

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

18期(1964/昭和39年)

弁護士となる修業時代



会員 大高 満範 (18期)

私は司法研修所第18期修習生であった。千代田区紀尾井町の研修所で学び、実務修習地は岡山であった。第18期の修習生は490名で10組に編成され、私は7組であった。教官は前後期共に同じであったのは民裁の田尾桃二教官、刑裁の古川実教官、検察の瀧川幹雄教官、刑弁の伊藤敬壽教官(二弁)の4名であった。民弁が、前期が藤井幸教官(東弁)、後期が河和松雄教官(東弁)であった。いずれの教官も鬼籍にはいられた。

第17期の頃から500名に近い修習生に増員傾向にあった。逆に2年の修習終了時に落第生を出すという厳しい制度が採用された。従って実務修習を除く前期後期の修習は厳しく、かつ充実した授業であった。法律実務の一環として歌舞伎見学(忠臣蔵)、機関車試乗など刑事の実習の機会も与えられた。法律家の品位を身につけるためディナーの作法実習もした。歌舞伎見学は日本の古典芸能への教養を身につける趣旨もあった。このように最高の実務修習、最高の教養を身につける徹底した研修の機会もあった。実務家になるための高度の実務の研修、高度の教養の基礎を学ぶ機会であった。私の弁護士生活にとって修業時代ともいべき2年間であった。岡山での実務修習は少人数であったので、実務家になってからも生涯親しく交際する間柄になった。裁判所、検察庁、弁護士会ともに肌の触れ合う指導を受け、指導教官とも修習終了後も御厚誼を賜った。

実務修習地の修習は、民裁では裁判官から裁判の判決書のポイントについて議論を提起され、要件

事実の勉強を、刑裁では法廷傍聴を勧められ、その後で量刑の基準について学習するなど手をとっての指導を受けた。検察は刑裁と同様に法廷傍聴は勿論のこと、花札賭博、麻雀賭博など実際に体験する機会を与えられた。それに文化映画と称して押収された猥褻映画を見せられた。弁護士修習は岡山弁護士会の会長を務められた田淵洋海弁護士の事務所でも民事・刑事・家事など実務修習を受けた。先生は朝8時半から事務所に出勤され、17時に帰宅と終業時間は厳しく守られていた。自分の健康維持のためということであった。起案の文章は勿論のこと、自分の趣味でエッセイをよく書いておられた。そして田淵弁護士は声量もあり、軽妙洒脱な親しみの持てる人柄であった。文章は勿論、法廷技術についても教わるが多かった。私にとって思い出の一つに外書講読の勉強の機会(有志による)に参加できたことである。当時はドイツ語による民事訴訟法の勉強をしたように思う。

前期修習は7組の教官、クラスメートとの温かい交流により法曹への夢を膨らませ、実務修習をある意味で楽しみながら余裕をもって学んだ。ところが実務修習後帰京してからの後期修習については、最後の二回試験と法曹三者の選択という重い人生の関門があったので、緊張した日々であった。裁判官を志望し刑事裁判官に補されることとなっていたが、丁度その時期に第一子が死産となり、妻の健康を配慮して裁判官を断念し弁護士の道を選ぶことにした。